別表第５（第３条関係）

１　住宅耐震化補助

　(２)　住宅耐震改修工事費補助

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす者（ただし、戸建住宅及び共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族  １　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。)を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた者を除く。）を所有する者  (１)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  (２)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  (３)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  ２　所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下  の者  ３　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅  を所有する者  ４　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 | |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、共同住宅においては居住の用に供する部分に係る経費に限る。） | |
| 補助率 | 戸建住宅：５分の４、共同住宅：５分の４ | |
| 補助金の額 | 戸　建  住　宅 | 補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。  ただし、この事業若しくは県補助事業「わが家の耐震改修促進事業」又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」補助金を過去に受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。 |
| 共　同  住　宅 | 補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は40万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| 適用除外する事項 | － | |
| 上乗せ補助 | 戸　建  住　宅 | １　市の住民基本台帳に登録している者については、次のとおり補助金を交付する。  ２　補助事業の対象となる経費が300万円以上の場合は30万円とする。 |
| 共　同  住　宅 | １　市の住民基本台帳に登録している者については、次のとおり補助金を交付する。  ２　補助事業の対象となる経費に４分の１を乗じた額又は10万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| その他の  事項 | １　耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。  ２　区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。  ３　補助事業の対象となる耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約による工事であること。  　(１)　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者  　(２)　県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者  ４　共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のもの）以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。 | |